

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件 名	令和3年7月教育委員会定例会
3	概 要	1 開催日時 令和3年7月26日（月曜日）午後1時30分～午後2時20分 2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室 3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 参事 奈幡 正 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第26号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について（可決） （2）議案第27号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について（可決） （3）議案第28号 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について（可決） （4）議案第29号 令和4年度使用小学校教科用図書の採択について（可決） （5）議案第30号 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について（可決） （6）議案第31号 令和4年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について（可決） （7）議案第32号 令和4年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について（可決）

	7 その他 (1) 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会委員の選出について
4 今後の状況	次回は，令和3年8月25日（水曜日）午後1時30分から開催予定

令和3年7月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和3年7月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和3年7月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和3年7月26日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 26 号 | 守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について
（生涯学習課） |
| 議案第 | 27 号 | 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について
（生涯学習課） |
| 議案第 | 28 号 | 守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱の制定について（生涯学習課） |
| 議案第 | 29 号 | 令和4年度使用小学校教科用図書の採択について（教育指導課）
【非公開】 |
| 議案第 | 30 号 | 令和4年度使用中学校教科用図書の採択について（教育指導課）
【非公開】 |
| 議案第 | 31 号 | 令和4年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について（教育指導課）【非公開】 |
| 議案第 | 32 号 | 令和4年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について（教育指導課）【非公開】 |

4 協議事項

なし

5 報告事項

なし

6 その他

議案第 26 号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱の制定について

守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 7 月 26 日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 町 田 香
令和 3 年 7 月 26 日 原 案 決

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について，守谷市が運営費を補助し，法人又は団体等が実施する事業（民設民営児童クラブ）に関し，守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年守谷市条例第 21 号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものです。

議 案	頁 数
26 号	1

守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業で、本市が運営費を補助し、法人又は団体等が実施する事業（以下「民設民営児童クラブ」という。）に関し、守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 民設民営児童クラブの利用は、市内に住所を有する児童又は市が設置する小学校に就学している児童で、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族及びその他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に利用できるものとする。

- (1) 平日の日中において、週3日以上かつ1日4時間以上の就労をしていること。
- (2) 産前6週の属する月の初日から、産後8週の属する月の月末までの間にあること。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有しており、診断書や障害者手帳等で児童の保育ができないことが証明できること。
- (4) 要介護認定等で同居の親族の介護が常時必要な状態であることが証明できること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっており、罹災証明書が発行されていること。
- (6) その他前各号に類する状況にあると認められる場合
(事業の内容等)

第3条 民設民営児童クラブは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる活動
- (2) 適切な遊びと生活の場を与え、自主性・創造性を養う活動

- (3) 生活習慣を身につけることによる社会性・協調性を養う活動
- (4) 異年齢交流・世代間交流による社会性を養う活動
- (5) 地域活動への参加等地域の特性を生かした活動
- (6) その他児童の健全育成に必要な活動

2 民設民営児童クラブの運営事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用児童の募集及び入所の承認等に関する業務
- (2) 事業の実施場所の確保、事業の実施のための適切な環境の設定に関する業務
- (3) 次に掲げる民設民営児童クラブの運営及び活動等に関する業務
 - ア 児童の健康管理、情緒の安定の確保に関すること。
 - イ 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、保育実施中及び通所時の安全確保に関すること。
 - ウ 児童の所在及び活動状況の把握に関すること。
 - エ おやつを提供すること。
 - オ 遊びのための適切な備品や消耗品の用意をすること。
 - カ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施に関すること。
 - キ 災害時における保護者との迅速かつ円滑な連絡体制の構築に関すること。
 - ク 災害時における緊急対応（マニュアルの作成、定期的な避難訓練の実施等）に関すること。
 - ケ その他事業実施に必要な活動等に関すること。
- (4) 入所児童の利用料等の請求及び徴収に関する業務
- (5) 保護者、小学校及び地域との連携等に関する業務
- (6) その他次に掲げる業務
 - ア 管理体制の整備等に関すること。
 - イ 市及び関係機関との連絡調整業務に関すること。
 - ウ 文書の管理に関すること。
 - エ 保険への加入に関すること。
 - オ 個人情報の保護に関すること。
 - カ 環境への配慮に関すること。
 - キ 広報及び周知に関すること。

（休所日）

第4条 民設民営児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、事業者は、特に必要があると認めるときは、これらの日に開所し、又は別に休所日を定めることができるものとする。

- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

（開所時間）

第5条 民設民営児童クラブの開所時間は、小学校の授業終了時から午後7時までとする。ただし、小学校の休業日にあつては、午前7時30分から午後7時までとする。

- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、事業者の判断で開所時間の前後の時間を更に延長することができる。
- 3 事業者は、開所時間の前後に更に延長して開所した時間は延長保育として実施し、別途利用料を設定することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事業者は、特に必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。

（入所の承認等）

第6条 民設民営児童クラブに入所を希望する児童の保護者は、事業者の指定する方法で、事業者から入所の承認を受けなければならない。

- 2 事業者は、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について（平成28年9月20日付雇児総発0920第2号）1（3）及び守谷市が行う入所選考の手法を踏まえて、利用の必要性の高い世帯を優先して入所選考を行うものとする。
- 3 事業者は、民設民営児童クラブに入所しようとする児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承認をしないことができる。
- (1) 集団における指導が著しく困難であると認めるとき。
- (2) その他管理上支障があると認めるとき。

（入所の承認の取消し）

第7条 事業者は、入所児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入所の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第3項に該当するに至ったとき。
- (3) 偽り或其他不正な手段により入所の承認を受けたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、民設民営児童クラブの利用が不適當であると認められたとき。
- 2 事業者は、入所の承認を取り消したときは、書面により遅滞なくその旨及び理由を当該入所児童の保護者に通知しなければならない。

（費用の負担）

第8条 入所児童の保護者は、次に掲げる民設民営児童クラブの利用料等を負担しなければならない。

- (1) 入所児童1人につき月額を単位として、事業者が定める利用料
- (2) その他事業者が必要があると認める費用

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以降に運営を開始する民設民営児童クラブに適用する。

議案第27号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の制定について

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱を別紙のとおり制定する。

令和3年7月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和3年7月26日 原案 決

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、守谷市が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき事業を行う事業者に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
27号	1

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和3年3月30日子発0330第14号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「局長通知」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法第34条の8第2項の規定に基づき、市長に放課後児童健全育成事業開始の届出をしていること。
- (2) 守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第21号）及び守谷市民設民営児童クラブ運営事業実施要綱（令和3年守谷市告示第 号）に基づき、放課後児童健全育成事業を運営又は運営予定であること。
- (3) 市内に住所を有する児童又は市が設置する小学校に就学している児童が10人以上入所する児童クラブを運営又は運営予定であること。
- (4) 守谷市暴力団排除条例（平成23年守谷市条例第16号）第2条に定める暴力団に該当しないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、事業者が実施主体として行う局長通知の別添

1 放課後児童健全育成事業に規定する事業を基本とするほか、局長通知の別添3放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）、別添5放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）及び別添8小規模放課後児童クラブ支援事業に規定する事業とする。ただし、企業等の従業員の福利厚生等を目的に行われるものについては、補助の対象としない。

（補助金額）

第5条 補助金は、事業の実施に必要な経費を助成し、補助金額は、別表のとおりとする。ただし、区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第6条 補助金の申請は、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）により、4月末日までに行うものとする。ただし、年度の途中で事業を開始し、及び当該事業が国及び県の当該年度の子ども・子育て支援交付金の交付が見込める場合は、市長が別に指定した期日までとする。

2 前項による申請は、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、第7号の書類については、該当する事業がない場合は、省略することができる。

- （1）民設民営児童クラブ事業計画書（様式第2号）
- （2）利用児童名簿（様式第3号）
- （3）職員名簿（様式第4号）
- （4）所要額調書又は収支予算書
- （5）保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等）
- （6）建物その他設備の図面（平面図等）
- （7）児童が障がいを持っていると認められる書類
- （8）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたものについて補助金額を決定し、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により書類の審査及び交付決定をするときは、あらかじめ守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会の意見を聴かなければならない。ただし、継続して2年目以降の補助金交付の申請をする事業者の場合はこの限りでない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、事業が完了した後に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の実施に当たり必要があると認め

るときは、補助金の交付決定額の範囲内において、事業の完了前に、補助金を交付することができる。

3 前条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定による補助金の交付を受けようとするときは、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（在籍児童等の報告）

第9条 補助事業者は、守谷市民設民営児童クラブ活動状況報告書（様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、毎月初日の職員、児童等の状況を各月5日までに報告しなければならない。ただし、5月から翌年3月までにおける第2号及び第3号に規定する書類の提出については、新規入所又は報告対象年度の4月から変更が生じた場合のみとする。

（1）利用児童名簿

（2）保護者のいずれもが保育ができないことを証明する書類

（3）代表者、役員、放課後児童支援員及び補助員名簿

（実績報告）

第10条 補助事業者は、その事業を完了したとき又は補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、その事業等の完了の日又は市の会計年度が終了した日から10日以内に、様式第6号及び守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金実績報告書（様式第8号）に所要額調書又は収支決算書を添付し、市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の交付決定を取り消し又は交付決定額の変更をすることができる。

（1）偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を目的外又は不当に使用したとき。

（3）事業等に係る支出実績額が交付決定額より減少したとき。

（4）その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の取り消し等を行った場合で、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を補助事業者に命じることができる。

（関係書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助金又は補助対象事業に係る経理を明らかにする帳簿及び書類等を整理し、交付決定のあった年度の翌年度の初日から起算し

て5年を経過する日までの間、保管しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	対象経費	補助金額
局長通知別添1の放課後児童健全育成事業	事業の実施に必要な経費 (飲食物費を除く。)	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
	消耗品費加算額 (国が定める基準額を上回って支出した経費)	上限360,000円
局長通知別添3の放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	事業の実施に必要な経費	国が定める基準額、左記の対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうちいずれか少ない額
局長通知別添5の放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）	事業の実施に必要な経費	
局長通知別添8の小規模放課後児童クラブ支援事業	事業の実施に必要な経費	

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付申請書

守谷市長 宛て

住所又は所在地

施設名

代表者名

印

年度の補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により交付を申請します。

交 付 申 請 額				円
交付申請額算出の基礎 ※実施する事業のみ申請額を記入のこと。				
1. 放課後児童健全育成事業分 円 2. 障害児受入推進事業分 円 3. 放課後児童クラブ送迎支援事業分 円 4. 小規模放課後児童クラブ支援事業分 円				
着手予定年月日	・	・	完了予定年月日	・
添 付 書 類	☐ 民設民営児童クラブ事業計画書（様式第5号） ☐ 利用児童名簿（当該年度4月1日現在で作成のこと）（様式第3号） ☐ 職員名簿（様式第4号） ☐ 所要額調書又は収支予算書 ☐ 保護者負担額及び開設時間がわかる書類（入所案内、利用案内等） ☐ 建物その他設備の図面（平面図等） ☐ 児童が障がいを持っていると認められる書類（障害児受入推進事業を行う場合） ☐ 送迎に使用する車両の車検証の写し（放課後児童クラブ送迎支援事業を行う場合） ※実施しない事業の関係書類は、添付不要			

様式第 2 号（第 6 条関係）

民設民営児童クラブ事業計画書

年 月 日

守谷市長 宛て

法人名（団体名）

代表者名

印

所在地

○民設民営児童クラブ名

○対象年度

○添付書類

- 1 児童クラブ概要
- 2 運営方針等
- 3 収支予算書
- 4 年間行事計画書

児童クラブ概要

児童クラブ名

年 月 日現在

所 在 地	電 話			
事業開始年月日	年 月 日			
小学校区名				
施設長等氏名				
管理体制	事 業 者 : 法人名(団体名) 代表者名 運営担当部署 : 部署名 責任者名			
職員の状況	常勤職員数 非常勤職員数 臨時職員数			
在籍児童 () は障がい児	1 年	人 (人)	4 年	人 (人)
	2 年	人 (人)	5 年	人 (人)
	3 年	人 (人)	6 年	人 (人)
主な教材・遊具				
備 考				

運 営 方 針 等

児童クラブ名 _____

○ 年度運営方針

【理念】

【保育方針】

○ 年度運営方針に係る留意点

○ 年度育成方針

○ 年度育成方針に係る留意点

○ 毎日のスケジュール

(1) 平常授業日	(2) 土曜日・学校休業日
開所時間 時 分	7 : 3 0 開所
～	9 : 0 0
～	1 0 : 0 0
～	1 2 : 0 0
～	～ 1 4 : 0 0
	この後は平常授業日と同じ

○ 安全管理について

◇ 視点

◇手法

○衛生管理・健康管理について

◇視点

◇手法

○保護者との連携等について

◇視点

◇手法

○学校との連携について

◇視点

◇手法

○地域・関係機関との連携について

◇視点

◇手法

○障がい児への対応

◇視点

◇手法やスキル

○児童虐待の防止について

◇視点

◇手法

○苦情への対応について

◇視点

◇手法

○職員の研修について

◇視点

◇手法

○個人情報保護について

○施設管理について

◇防災・防犯対策

◇日常の施設管理の手法

年度 年間行事計画書

児童クラブ名

	行 事 名	実 施 場 所	参加人数	備 考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

様式第3号（第6条関係）

利用兒童名簿

児童クラブ名

年 月 日現在

[illegible]

議案	頁數
27号	13

職 員 名 簿

児童クラブ名

年 月 日現在

氏 名	職務内容	放課後児童支援員認定資格研修の受講の有無（認定研修の終了日）	守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 11 条第 3 項の各号への該当	配属年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

【留意事項】

- (1) 人事異動等により変更が生じた場合は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 第 3 項に基づき、変更届の提出が必要。
- (2) 有資格者については、資格証明の写しを添付すること。

守谷発第 号
年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付決定通知書

様

守谷市長 印

年度の補助金の申請については、次のとおり決定しましたので、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により通知します。

交 付 申 請 額	円
交 付 決 定 額	円
交 付 時 期	
指示事項	
備考	

年 月 日

守谷市長 宛て

所在地
請求者 法人名
(児童クラブ名)
代表者

印

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで、交付決定を受けた守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金について、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により次のとおり交付を請求します。

請求金額 金 円

該当する補助金の状況： 交付決定額 円

既交付額 円

振込先	金融機関等の名称	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
	預金の種類	普通預金	当座預金
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第7号（第9条関係）

守谷市民設民営児童クラブ活動状況報告書（ 年 月分）

守谷市長 宛て

クラブ名

代表者名

印

○在籍児童数（毎月初日）

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
人数	人	人	人	人	人	人	人

○月間開所日数

◇総括表

項目	平日	土曜日	臨時開所日	計
日数	日	日	日	日

※ 臨時開所日は、日曜日、祝日に開所した場合に記入のこと。

◇臨時に午前7時から開所した日の状況

開所日	理 由

○行事等の実施状況

開催日	内容

○地域・関係機関との連携の実施状況

○防災訓練実施状況

○出席状況

1 日	人	11 日	人	21 日	人	31 日	人
2 日	人	12 日	人	22 日	人	延べ	人
3 日	人	13 日	人	23 日	人		
4 日	人	14 日	人	24 日	人		
5 日	人	15 日	人	25 日	人		
6 日	人	16 日	人	26 日	人		
7 日	人	17 日	人	27 日	人		
8 日	人	18 日	人	28 日	人		
9 日	人	19 日	人	29 日	人		
10 日	人	20 日	人	30 日	人		

○支援員の出勤状況（単位：人 正＝正規職員、非＝非常勤職員、臨＝臨時職員）

日	正	非	臨	計	日	正	非	臨	計	日	正	非	臨	計
1 日			/		11 日			/		21 日			/	
2 日			/		12 日			/		22 日			/	
3 日			/		13 日			/		23 日			/	
4 日			/		14 日			/		24 日			/	
5 日			/		15 日			/		25 日			/	
6 日			/		16 日			/		26 日			/	
7 日			/		17 日			/		27 日			/	
8 日			/		18 日			/		28 日			/	
9 日			/		19 日			/		29 日			/	
10 日			/		20 日			/		30 日			/	
										31 日			/	

○添付報告書一覧

報告書名	添付の有無	発生日・受付日	合計通数
事故報告書			通
要望・苦情受付票			通

○施設管理に関する事項

○問題点・課題

年 月 日

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金実績報告書

守谷市長 宛て

住所又は所在地

施設名

代表者名 印

次のとおり事業の実績を守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱の規定により報告します。

事業費				円
交付決定額				円
着手年月日	・	・	完了年月日	・
事業経過及び内容				
添付書類	☐ 所要額調書又は収支決算書 ☐ その他（ ）			

※ 事業費には補助金の対象となる事業費を記載すること。

議案第 28 号

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置
要綱の制定について

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置
要綱を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 7 月 26 日 提 出

守 谷 市 教 育 委 員 会

教 育 長 町 田 香

令和 3 年 7 月 26 日 原 案 決

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について，運営事業費に対する補助金を交付する事業者選考委員会を設置することについて必要な事項を定めるものです。

議 案	頁 数
28 号	1

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付要綱（令和3年守谷市告示第 号）により、本市が補助金を交付する事業者（以下「補助対象事業者」という。）を選考するため、民設民営児童クラブ運営事業費補助金交付対象事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 補助対象事業者の評価及び選考に関すること。
- (2) その他必要な事項について調査及び審査すること。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 教育委員会の委員
- (5) 教育部長
- (6) 教育委員会参事
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該案件の審議が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、選考委員会に出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼は、日額7,000円とする。ただし、第3条第2号から第6号までの委員には、謝礼は支給しない。

(庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。